

# 告 示

## 埼玉県告示第九百八十九号

川越市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年九月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

川越市	平成三十年度地籍図十一枚南古谷第三地区令和二年九月	調査を行った成果の調査を行った認め証	調査を行った成果の調査を行った認め証
調査を行った者の名称	令和元年度地籍簿一冊（大字木野目の四日一部）	地名	称地区年月日